

泉大津市立周産期小児医療センター駐車場運用管理業務仕様書

本仕様書は、令和6年度12月にリニューアルオープンする泉大津市立周産期小児医療センターの駐車場運用管理について定めるものであり、運用管理を行う事業者は、法令に定めるもののほか本仕様書の定めに従い、誠意をもってこれを確実に実施するものとする。

1 業務内容

(1) 駐車場の整備・機器について

- ① 第1・第2駐車場に車番認証システムを用いた有料機械式駐車場を整備すること。
- ② 第1・第2駐車場に設置する事前精算機は、千円札及び硬貨の対応並びにキャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー等）に対応できる機器を設置すること。
また、いずれの支払いについても領収書が発行できること。
- ③ 第2駐車場の一部については、公用車及び職員駐車場として使用するため、表示看板を2か所設置すること。
- ④ 第1・第2駐車場に駐車場の入口看板、利用者案内看板を設置すること。また、設置する看板のデザイン・サイズ及び設置位置については、事業者の提案とする。ただし、下記事項については必ず明記すること。
・駐車場の名称、利用料金、精算方法、使用可能金種、領収書発行、非常時・トラブル発生時の連絡先を表示すること。
- ⑤ 第1・第2駐車場に場内満・空車灯を設置すること。また、デザイン及び設置位置については、事業者の提案とする。
- ⑥ 料金精算機用として保護フード（雨除け）を適宜設けること。
- ⑦ ①～⑥に係る整備費用は、事業者の負担とする。

(2) 駐車場の管理について

- ① 年中無休・24時間営業に対応すること。
- ② コールセンター機能を有し、緊急の際は遠隔操作等により迅速な対応が可能な体制とすること。
- ③ トラブル発生後、60分以内に現地で対応できる体制とすること。
- ④ 放置車両、長期駐車車両への対応方法が確立されていること。
- ⑤ 駐車場使用料金は事業者が必要に応じ事前精算機から徴収するものとし、その使用料は事業者に帰属する。また、公用車及び職員駐車場の料金は本院が徴収するものとし、その使用料は事業者に帰属しない。
- ⑥ 駐車場の運営管理に係る消耗品、設備の保守・点検、その他必要な経費は事業者負担とする。
- ⑦ 駐車場内に設置した設備の電気代については本院負担とする。

2 使用条件

(1) 営業時間

24時間365日

(2) 料金体制

駐車場料金については、下記料金表のとおりとする。(金額は全て消費税込み)

外来患者	6時間まで	無料
	6時間を超える60分ごと	200円
一般・お見舞い	30分まで	無料
	30分を超える60分ごと	200円

最大料金…第1駐車場 設定なし、第2駐車場 600円/24時間

ただし、入院予約及び業務で来院された関係機関等への料金として、1日無料、6時間無料、定額300円/24時間とする。

(3) 駐車場の形態

第1駐車場は病院専用とする。また、第2駐車場は病院利用者だけでなく、来院者以外の利用も可能とし、一部分については、公用車及び職員駐車場専用のスペースとして利用する。

(4) 割引処理

① 外来患者

医療費の領収書又は明細書に記載されるQRコード、バーコード等で事前精算機にかざして割引の処理をすること。

② 公用車及び職員の車両

公用車及び職員の車両については、事前に割引の処理をすること。

③ その他

入院予約及び業務で来院された関係機関等へ割引処理を行うために割引処理機を3台貸与すること。(消耗品も含む。)なお、効率的に割引処理できる他の方法がある場合は提案も可能とする。

3 駐車場管理にかかる留意事項

- (1) 本物件に建物を設置しないこと。
- (2) 本物件に飲料等の自動販売機を設置しないこと。
- (3) 駐車場の運営管理の全部を第三者への委託、又は請け負わせることは禁止するものとする。業務の一部を第三者に委託する場合は、本院と協議を行い、承諾を得ること。

4 使用許可の取消し

次のいずれかに該当するときは、使用許可の取消し又は変更をする場合がある。

- (1) 地権者がその他の用途に使用するため、本院と契約をしなかったとき。
- (2) 使用者がこの使用許可及び仕様書の各条項に違反したとき。
- (3) 応募資格の詐称、その他不正な手段によってこの許可を受けたとき。
- (4) その他、管理運営上において本院が必要と認めた場合。

5 原状回復

- (1) 事業者は、使用許可を取消された場合、又は使用期間が満了して引続き使用を許可されなかった場合は、本院の指定する期日までに使用物件を原状に回復しなければならない。

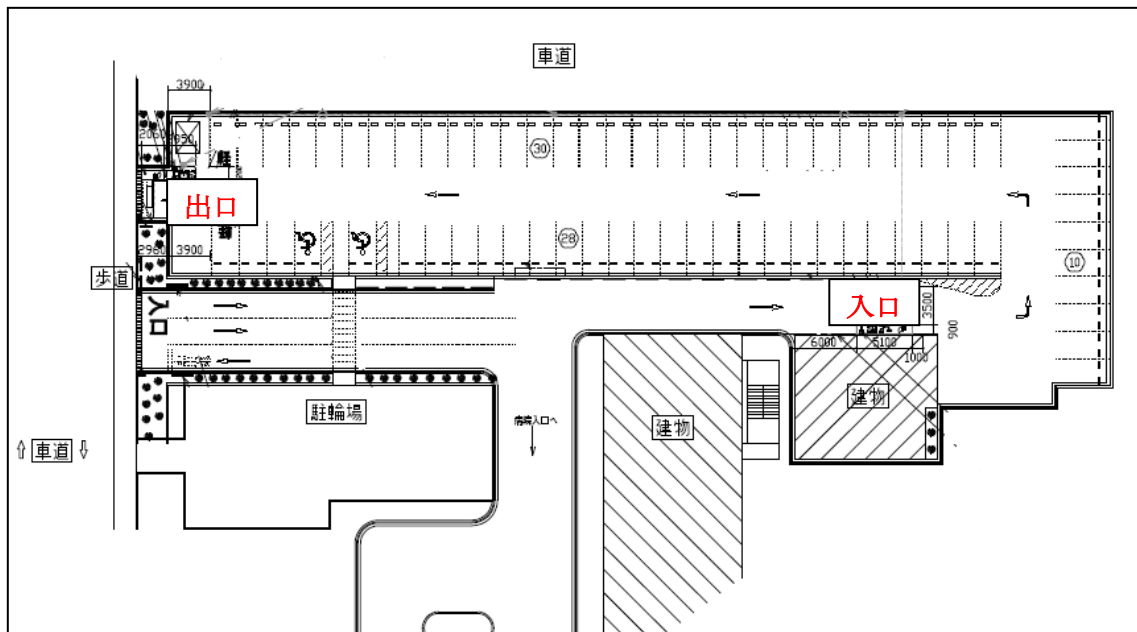
ただし、本院の承諾を得た場合はこの限りではない。

- (2) 事業者が前項の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、本院がこれを行い、その費用を事業者負担とすることができる。この場合、事業者は何ら異議を申し立てることはできない。

6 その他

- (1) 駐車場の運営状況等を確認するため、本院が調査を実施するとき、又は関係資料の提出を求めたときは、事業者は調査に協力するとともに、これに応じるものとする。
- (2) 事業者は、対象物件の使用により、第三者に損害を及ぼす恐れがある場合は、事業者の責任において損害の発生を防止し、第三者に損害を及ぼした場合は、事業者の責任において賠償しなければならない。
- (3) 物件の施設の構造や管理の不備に起因する事故等により第三者が損害を被った場合は、事業者の責任において処理しなければならない。この場合、本院は一切その責任を負わないものとする。
- (4) 事業者は、自らの責めに帰する理由により物件の全部又は一部を滅失もしくは毀損したときは、それにより生じた損害について、本院が算出した金額を損害賠償として支払わなければならない。
- (5) この仕様書に定めがない事項又は、疑義が生じたときは、別途協議する。

第1駐車場



第2駐車場

